

8月の税務カレンダー

- ☆個人事業税第1期分の納付
- ☆個人事業者の平成28年分消費税・地方消費税の中間申告
- ☆個人の県民税及び市民税の第2期分
- ☆平成28年6月決算法人の確定申告
- ☆12月決算法人の中間申告（法人・消費）



【税務耳より情報】

消費税の中間納付・中間申告が必要な方が急増！

今月8月は、個人事業主の方も、消費税の増税により、前年の消費税の納税額が年間60万円を超えている方が多く、予定納税が必要な方がいらっしやいます。対象になる方は、担当者よりご連絡いたしますので、納税のご準備をお願いします。

8月9日～11日は 税理士試験

今年の税理士試験は、平成28年8月9日～8月11日に行われます。9日は、簿記論・財務諸表論・消費税法又は酒税法。10日は法人税法・相続税法・所得税。11日は、固定資産税・国税徴収法・住民税又は事業税。暑い中、受験生は汗を拭きながら、答案用紙に向かいます。熊谷事務所でも数名の受験生がいます。それぞれ税理士を目指して頑張っています。頑張れ！受験生！

《ちょっとランチタイム》

ご紹介するお店は、手打ちそば・料理『花いかだ』さん（秩父郡横瀬町横瀬 1247-6 電話 0494-24-2330）。
定休日は、木曜日と金曜日。11時からそばの売り切れ次第で営業は終了となります。この日は、姫小鉢（5品）と手打ちそばのセットをチョイス。姫小鉢には、かぼちゃの豆腐、そばがきのテン普拉、そばの実のふりかけごはん、梅の甘露煮など手の込んだお料理が並びました。もちろんお蕎麦も美味しいです。お店は、横瀬町のオープンガーデンにも参加されており、お庭も手入れが行き届き、美しいお庭です。秩父方面にお出かけの際は、美味しいお蕎麦をいかがでしょうか。



【社保耳より情報】

介護休業給付の給付率、上限額が変わります

介護休業を取得した際に支給される介護休業給付の給付率は、平成28年8月1日以降に休業を開始される方については、67%の給付率になります。

平成28年7月31日までに介護休業を開始した場合
介護休業給付金の月額＝休業開始時の賃金日額

×支給日数×40%

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合
介護休業給付金の月額＝休業開始時の賃金日額

×支給日数×67%

注意点：平成28年8月1日以降に介護休業を開始した方は、支給の対象期間中に賃金の支払いがある場合、支払われたその賃金の額が、「休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額」に対し、13%を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額も、平成28年8月1日以降に開始する介護休業から、引き上げられます。介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

例) 賃金日額が15,000円の方（※介護休業開始時の年齢を問わず、以下の年齢区分を適用します）

平成28年7月31日までに介護休業を開始した場合
上限額＝14,210円（「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用）＝賃金日額は14,210円

平成28年8月1日以降に介護休業を開始した場合
上限額＝15,620円（「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用）＝賃金日額は15,000円

*平成28年7月31日までの賃金日額の上限額であり、平成28年8月1日以降、

各年齢区分の賃金日額の上限額は変更されます。

【事務所トピックス】

熊谷事務所の有吉若菜所員が、7月1日に社会保険労務士登録をしました。労働保険や年金相談など、社会保険に関する業務は拡大しております。社会保険労務士法人 第一経営では、皆様のご期待に応えるため、適切な労務管理と労働社会保険に関する専門家集団として、これからも奮闘してゆきます。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。